

令和5年 第10回

毛呂山町農業委員会会議録

開催月日	令和5年11月27日（月）					
開催場所	204会議室					
開催時刻宣言	午後1時50分					
閉会時刻宣言	午後3時00分					
会長	初野 健一					
委員 出席 席 状 況	農業委員			農地利用最適化推進委員		
	席 次 番 号	氏 名	出 欠	席 次 番 号	氏 名	出 欠
	1	初野 健一	出	1	森 修	出
	2	関口 隆	出	2	小高 孝司	出
	3	峯岸 英男	出	3	渡邊 典邦	出
	4	岡野 鈴代	出	4	岡野 國明	出
	5	新井 功	出	5	福島 誠一	欠
	6	小川 收一	出			

〔議案等〕

日程第3 議案第1号番号1 農地法第3条の規定による許可申請について
土地の表示：西戸 1179 m²
権利の種類：解除条件付き賃貸借

日程第4 議案第2号番号1 農地法第5条の規定による許可申請について
土地の表示：市場 4321 m²
転用の詳細：資材置場 駐車場

議案第2号番号2 農地法第5条の規定による許可申請について
土地の表示：長瀬 314 m²
転用の詳細：住宅地（自己用）

日程第5 議案第3号番号1 農用地利用集積計画の決定について
土地の表示：滝ノ入 621 m²
権利の種類：使用貸借権（1年間）

議案第3号番号2 農用地利用集積計画の決定について
土地の表示：箕和田 1211 m²
転用の詳細：賃貸借権（5年間）

日程第6 報告第1号番号1 農地法第5条の規程による届出について
土地の表示：毛呂山町岩井西二丁目 367 m²
転用の詳細：住宅の建設

報告第1号番号2 農地法第5条の規程による届出について
土地の表示：毛呂山町岩井西二丁目 59 m²
転用の詳細：住宅地の拡張

報告第1号番号3 農地法第5条の規程による届出について
土地の表示：毛呂本郷 317 m²
転用の詳細：戸建専用住宅の建築

報告第 1 号番号 4 農地法第 5 条の規程による届出について

土地の表示：毛呂山町平山一丁目 322 m²

転用の詳細：長屋建築

議長	(開会挨拶) それでは令和5年第10回農業委員会総会を開会いたします。出席委員は農業委員6名、農地利用最適化推進委員4名全員の出席があり、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。 ◎日程第1 会議録署名委員の指名
議長	会議録署名委員の指名の件を議題とします。 毛呂山町農業委員会会議規則第36条に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに異議はございませんか。
委員	異議なし。
議長	それでは会議録署名委員に6番、2番を指名します。 ◎日程第2 会期の決定
議長	会期の決定につきまして本日1日とすることに異議はございませんか。
委員	異議なし。
議長	会期は本日1日とします。
事務局	追加の議案をお願いしたいと存じます。議案第3号の利用権の設定ですが、もう1件追加をお願いします。産業振興課の担当職員がコロナの罹患によって10日間ほどお休みが続ки、議案に間に合わなかったため、このような形になりましたが、ご理解いただければと存じます。
議長	事務局からの議案第3号の追加について、了承してよろしいでしょうか。
委員	異議無し
議長	◎日程第3 議案第1号 議案第1号番号1農地法第3条の規定による許可申請について、事務局に説明を求めます。

事務局	(内容説明)
議長	質問のある方はいますか。
委員	理由書に箕和田と書いてありますが、西戸でよろしいでしょうか。
事務局	西戸でございます、申し訳ございません。
委員	この畑は入り口がどこになるのでしょうか。
事務局	今回の申請地の南側に細い農地があると思いますが、そちらも〇〇氏の農地になります。推測になりますが、当時もここを進入路として使用していたと思います。この進入路も借りていただいたほうが望ましいとは考えている所存です。また、農機具に関しましては、現状、申請者は農機具を所有していません。これから、地元の農業者から農機具を貸していただきながら耕作を進める中で、耕作が軌道に乗ったら農機具を購入する計画だそうです。
委員	解除条件付き賃貸借ということで、対象地周辺では6月頃に堆肥問題なども発生しているため、我々、農業委員も監視を行います、事務局側も常に注意を払っていただきたい。
事務局	承知しました。
委員	今、事務局から申請者は農機具を持っていないとお話しがありましたが資料には農機具があるように記載されています。また、賃貸借の期間や料金、そもそも解除条件とはなんですか？
事務局	初めに解除条件付き賃貸借についてですが、法人が農地を所有する場合は「農地所有適格化法人」という枠でないと農地を取得できません。しかし、農地を借りることができるようになる制度があり、それが解除条件付き賃貸借になります。簡単に条件を説明すると、例えば、周辺農地に悪影響を与えてしまったりとか、〇〇委員がご心配されているようなことをした場合には、すぐに賃貸借を解除するという制度になります。賃貸借の料金については、まだ正確には決まっていますが、貸渡人の希望として少しはいただきたいという要望があり、年間××万円ほどに

	なると思われます。 賃貸借の期間については、申請者の希望として、工場の減価償却が大体 20 年ほどのため、20 年間は借りたいという希望でした。しかし、一度に 20 年間を契約すると、失礼ながら相続なども発生すると思われるので、3～5 年で随時更新するのが望ましいとお話しさせていただきました。
委員	農機具の件ですが、予定と書いてあるとはいえ、資料上では農機具を所有しているように読み取れます。もう少し、表現を変えたほうが良いのではないですか？
事務局	次回からは誤解の生まれないような表現ができるように努めます。
委員	監視付きという条件だったら、私は賛成できますが、監視付きという形でよろしいでしょうか？
事務局	承知しました。
議長	議案第 1 号番号 1 農地法第 3 条の規定による許可申請についてについて、採決いたします。
議長	それでは本議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。
委員	(全員挙手)
議長	挙手全員でございます。議案第 1 号番号 1 農地法第 3 条の規定による許可申請について、原案のとおり許可相当といたします。
議長	◎日程第 4 議案第 2 号 議案第 2 号番号 1 農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局に説明を求めます。
事務局	(内容説明)
議長	質問のある方はいますか。

委員	対象地の近くに〇〇や〇〇があるので、トラックやフォークリフト等を使用する場合は、細心の注意を払っていただきたい。
事務局	お伝えさせていただきます。
委員	土地の売買価格はいくらですか？
事務局	〇〇筆合計の価格になりますが、××円となっております。
議長	議案第２号番号１農地法第５条の規定による許可申請について、採決いたします。
議長	それでは本議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。
委員	(全員挙手)
議長	挙手全員でございます。議案第２号番号１農地法第５条の規定による許可申請について、原案のとおり許可相当といたします。
議長	議案第２号番号２農地法第５条の規定による許可申請について、事務局に説明を求めます。
事務局	(内容説明)
議長	質問のある方はいますか。
委員	申請地は調整区域ですか？
事務局	市街化調整区域になります。
事務局	議案第２号番号２農地法第５条の規定による許可申請について、採決いたします。
議長	それでは本議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。
委員	(全員挙手)

議長	挙手全員でございます。議案第 2 号番号 2 農地法第 5 条の規定による許可申請について、原案のとおり許可相当といたします。
議長	◎日程第 5 議案第 3 号 議案第 3 号番号 1 農用地利用集積計画の決定について事務局に説明を求めます。
事務局	(内容説明)
議長	質問のある方はいますか。
委員	資料の 4 ページでは農業経営状況調査の現在の経営状況に「予定」は入っており、今回の議案に関しては「予定」が入っていません。個人的には「予定」が入っていない方が資料として見やすいので、資料の作りを見直していただけないか。
事務局	承知しました。検討させていただきます。
委員	職業が〇〇ということですが、〇〇で 1 5 0 日の従事日数を確保できるのでしょうか？
事務局	〇〇委員から補足の説明があるため、〇〇委員お願いします。
委員	今回の貸渡人は私の〇〇です。貸渡人はお仕事の関係で地元を離れてそのまま、現在は地元を離れている状況です。本人は地元に戻る意思があるそうですが、奥さんから賛成を得られないようで地元に戻る事ができない状況です。今回の申請地の北側にある人家が貸渡人の持ち家なのですが、既に両親が亡くなってしまい空き家の状態になっています。そのような状況で、今回の借受人は空き家を譲り受け、さらには目の前の農地も一緒に耕作したいという要望だったため、〇〇の空き家減少・遊休農地の解消の観点から、個人的には良い話だと考えております。
議長	議案第 3 号番号 1 農用地利用集積計画の決定について採決いたします
議長	それでは本議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします

委員	(全員挙手)
議長	挙手全員でございます。議案第３号番号１ 農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり許可相当といたします
議長	議案第３号番号２ 農用地利用集積計画の決定について事務局に説明を求めます。
事務局	(内容説明)
議長	質問のある方はいますか。
委員	〇〇に農地を貸す話になっていますが、〇〇が借り受けた後に誰かに農地を貸す手立てはできているのでしょうか？また現地はどのような農地でしょうか？
事務局	来月に議案としてあげることになりますが、既に〇〇が農地を貸す相手を見つけている状況です。農地については、道路からみて少し高さが低い状況ですが、耕作をする上では問題が生じるような高低差では無いと見受けられました。
委員	私は申請地が地元であるため、現地はよく知っています。現在は季節的に雑草が枯れていますが、雑草が繁茂しているときは腰の高さくらいまで雑草が生えています。また、来月、農地を〇〇から借りる予定の人ですが、既にいくつかの農地を借りたりしており、その借りた農地をあまり耕作せず、雑草が繁茂している状況です。そのような状況下で次回、また農地を借りるということで、正直、農地を借りる意図がわかりません。また、申請地は基盤整備の中に含まれており、申請地以外は手入れはされているので、借りた暁には、しっかりと管理をしていただきたい。
事務局	承知しました。お伝えさせていただきます。
委員	他の農業者から聞いた話ですが、〇〇から借り受ける予定の人は、地元の人たちとあまり仲良くできていないと聞きました。個人間のお話しにはなと思いますが、やはり地元の方たちとは仲良くやっていただきたい

	い。
事務局	承知しました。お伝えさせていただきます。
委員	今回はあくまで〇〇と〇〇氏のやりとりになりますので、次回、〇〇が貸渡す時には、しっかりと管理しないと否決になるなど、お話ししていただいた方がよろしいかと思います。
事務局	承知しました。
議長	議案第３号番号２ 農用地利用集積計画の決定について採決いたします
議長	それでは本議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします
委員	(全員挙手)
議長	挙手全員でございます。議案第３号番号２ 農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり許可相当といたします
議長	◎日程第６ 報告第１号 報告第１号番号１農地法第５条の規程による届出について、事務局に説明を求めます。
事務局	(内容説明)
議長	質問のある方はいますか。
委員	申請地の奥に家があると思いますが、その家にお住まいの方の進入路などは問題ないのでしょうか？
事務局	申請上ではそのように見て取れますが、今回の譲受人は長年、〇〇を営んできており実績はあるので、接道などの知識も十分に理解していると思います。そのため、この後、分筆などを行い接道要件及びに進入路を確保すると思います。
議長	報告第１号番号２農地法第５条の規程による届出について、事務局に説

	明を求めます。
事務局	(内容説明)
議長	質問のある方はいますか。
委員	この件も接道要件などは問題ないのでしょうか？
事務局	推測になりますが「〇〇」を使用し「〇〇」なども踏まえて分筆を行い、接道要件及びに進入路を確保すると思います。
議長	報告第1号番号3農地法第5条の規程による届出について、事務局に説明を求めます。
事務局	(内容説明)
議長	質問のある方はいますか。
委員	異議無し
議長	報告第1号番号4農地法第5条の規程による届出について、事務局に説明を求めます。
事務局	(内容説明)
議長	質問のある方はいますか。
委員	異議無し
議長	全体を通して、質問等ありますか？
委員	活動記録セットを返却していただきましたが、月に何回、活動をすればよろしいでしょうか？
事務局	正確な数字を把握するため、後日、回答させていただきます。

議長	以上で、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。
会長代理	(閉会挨拶) 以上を持ちまして令和5年第10回農業委員会総会を閉会いたします。